

令和6年9月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年9月4日(水)
8時56分～9時54分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他連絡事項

出席委員 18名

1 番 田 悟 敏 子	10 番 山 崎 外 喜 雄
2 番 三 輪 和 雄	11 番 和 田 由 美 子
3 番 吉 江 秀 一	12 番 渋 谷 達 也
4 番 石 丸 正 明	13 番 西 村 一 成
5 番 宮 西 勝 昇	14 番 中 田 栄 信
6 番 加 賀 谷 良 雄	15 番 高 橋 賢 治
7 番 木 村 鉄 雄	16 番 山 本 克 博
8 番 唐 島 隆 夫	17 番 大 浦 正
9 番 加 藤 裕	18 番 福 原 智 子

欠席委員 19 番 水 上 龍 二
20 番 山 口 誠 一

令和 6 年 9 月 4 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	ご案内しておりました時間より 5 分程早いですけれども、今日出席予定の委員の皆さんがお揃いですので、ただいまから小矢部市農業委員会 9 月総会を開催したいと思います。 まず、先月の終わりから早稲の刈り取りが始まり、終わって、台風 10 号のこちらの方へ来るといえるのか、雨も含めて心配しておりましたが、何とかその影響も無かったのかなというふうに思っております。そしてもう既にコシヒカリの刈り取りが始まっている所もあるようですので、また今回は 9 時からということで早い時間帯の開催となりました。出席をいただきまして、ありがとうございます。 今のところまあニュースでは米不足とか無いとか言って、言いながら農水省の方では、いや端境期だからというような報道も流れておりますけれども、今後どうなっていくのかというのは、やはり我々も気にするようなところでありまして、また今年の価格ですけれども、まあ思い切って結構上がったかと、1 万 6 千円ですか、まあもっと上がるのではないかと、というところもありますけれども、少しは農家の所得に繋がってくるのかなと。ただ、資材だとか電気料等、やはり結構高騰しておりますので、それでペイできるのかというところも甚だ疑問かなというところもあります。まあ、そういったような中で、始めていきたいというふうに思います。 ただいまの出席委員は 18 名で、水上委員さんと山口委員さんが欠席という連絡を受けております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。12 番の渋谷委員さんと 13 番の西村委員さんをお願いいたします。よろしく願いいたします。 それでは、本日の付議案件を申し上げます。 ○議案第 17 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 18 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 3 件 以上、2 件の付議案件となっております。 それでは、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局	議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。 受付番号10番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は1,000㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから2ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	はい、この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号10番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい、それではご報告いたします。 〇〇さんのところへ行って、調査を行ってまいりました。〇〇さんは今現在 57 歳、奥様も 56 歳ということで、兼業農家でやっておられます。息子さんも 30 歳、お父さんも健在ということで、お父さんはちょっと年齢いっておられますけども、管理等の仕事はできるということでお聞きしております。 位置図を見ていただいたら分かるかと思いますが、道路がある所の一角の田んぼでありまして、これ図を見た通り一枚の田んぼとして耕作されております。現実的には請負耕作であると思っておりますけども、委託しておられるようなところであります。今後も上手く話をしていただければ、耕作には問題は無いかと思います。 話の内容の中では、これは有償譲渡だったのですが、お父さんの思い入れのある田であるということで、やむを得なかったということで息子さんがお話しておられました。現実的には農地として維持管理していくということでお話を聞いてまいりましたので、どうかご承認いただければと思います。 以上であります。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございますでしょうか。

〇〇委員	これ1ページで見たら大きい田んぼなんだけど、この1ページに線引いてある大きさの田んぼなんやね、本当は1枚の。
〇〇委員	2ページ目にも線引いてある、その裏の、ずっといつているような感じなんですけど、私が調査資料をもらったときも、その2ページ目の線できて、私見てきたのですが。
〇〇委員	現状は367-1で1枚の田んぼですか。
〇〇委員	366と367で1枚ということで、なぜここに366-2とか367-2があるのかという話を聞きましたら、これは今2車線のあそこに歩道ができた、分筆したところという話を聞いてまいりました。
〇〇委員	366と367で1枚、366の所有者は誰ですか。
〇〇委員	〇〇さんです。その方が横も。
〇〇委員	〇〇さんが366持っていて、367が〇〇さんやったのを、どうせ一緒にやっているからという。
〇〇委員	そうですね。
〇〇委員	はい、分かりました。
会長	他、ございますでしょうか。 受付番号10番について、質問が以上で無いようですので、続いて受付番号11番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号11番も、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は21筆で、合計面積は10,816.30㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから13ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	この受付番号11番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	よろしく願いいたします。それでは只今ご報告ありました、譲受人、〇〇さん、62歳でございます。奥さん61歳。お父さんお母さんも健在でございます、83歳と82歳。息子さん、お孫さん、家族8人家族でございます、お孫さんもいらっしゃいます。 続きまして譲渡人ですが、〇〇さん、89歳でございます。 2年ぐらい前から、旦那さんから〇〇さんに相続を受けた形になりまして、実際には娘さんが〇〇にいらっしゃいます。2年あまり前から一人暮らしも大分きつくなられて、一人暮らしができないような状態、管理ができないような状態になられまして、娘さんの方がたまに来られるんですが、自分の近くに、家に入れるわけにはいかないですが、そういう施設に入りたいということをおっしゃっていたのですが、それを周り近所の方、区長さん並びに委員の方々に、こういう風な形で何か面倒見ていただけるわけにいきませんかということを言っておられたが、中々決まらなかったということが現実でございます。 それではですね、本当はなるべく早く行きたかったということですが、昨年末にこの今の施設の方に移られました。その間、各町内の方々、色んな方々に、何かならんかということをご報告されておったんですが、最終的には隣の〇〇さん、よく面倒を見られていらっしゃいましたので、〇〇さんの方で最後は管理をしましょう受けましょうということでいらっしゃいました。 〇〇さんにおいては、約1丁2反程の作付けをされていますが、賃貸という形で〇〇さんとの契約をされております。10,816.3㎡、これも今まで〇〇さんとの賃貸契約ということで作付けをされております。 どうしても〇〇さんがそこへ行くのに、この地区のこの部分を誰かに管理してほしいということが最終的な結論でございまして、中々できなかったというのが現状だったんですが、最終的に〇〇さんの方をお願いをされたということです。 今後同じような形できちとした管理をしていただけるということも、隣近所にも自分の持つておられる田んぼも隣接しておりますので、その部分はしっかりとしていけるというふうに思っております。その前から地区の区長さんなり各班長さんにはお話を受けとった中でこんな結果になった、皆さん方にもご了解もしっかりと受けておられます。一つよろしく願いいたします。
-------------	---

会長	はい、ありがとうございました。 この11番の件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。
〇〇委員	すみません、〇〇さんが持っておられる管理しておられる田んぼと、今売買する予定の田んぼは、遠い近いの関係からするとどうなんですか。
〇〇委員	近いです。全体から言ったら、そんなに大きい町内じゃないものですから、そんなに離れておりません。2、3枚離れた所にあるとか、もう少し100m程向こうにあるとか、全体的には〇〇町内ってそんなに面積的には大きいものじゃないものですから、せいぜい1kmあまり程しか距離は無いと思いますので、それぐらいの範囲の中での農地になっておりますので、大きく離れておるということはありません。
会長	他にございますでしょうか。受付番号11番について、質問が以上で無いようですので、続きまして受付番号12番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号12番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は2筆で、合計面積は1,691㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、14ページから16ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号12番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは調査報告いたします。 譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。 譲受人の〇〇さんに話を聞いてまいりました。譲渡人の〇〇さんとは、親戚の娘さんということで、現在その〇〇さんの実家の方が今度他の人に家を売るということで、田んぼの方はあんまり変な人にもらってもらっても困るからということで、〇〇さんにもらってほしいということで、〇〇さんの方はそれを了承したそうです。 特に問題は無いと思いますので、どうかよろしくをお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。

会長	ただいまの件については意見が無いようですので、「異議なし」として議案第17号については、3件とも「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第17号については「承認」といたします。 続きまして、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第18号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号7番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さんで譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が1,963㎡となっており、トレーニング施設建設のため転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから22ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい、報告申し上げます。 譲渡人、〇〇様、今回ですね、〇〇様ご夫妻の方がですね、病気療養、治療中という形でお住まいの方にお見えにならなくて、委託されています形で行政書士さんの方と仲介業者の方に調査確認をさせていただきました。 まず今回、〇〇さん、ご存じのように〇〇の方にトレーニング機械を置いて営業されていますね、そちらの方が手狭になったということで、こちらの方に計画移転を進めていくというお話だというふうにお聞きしました。 〇〇さんのこの圃場についてはですね、〇〇さんが利用権の設定で委託されている形ですね、そちらの方の説明会、また地区の方に第1回目の説明会も終わり、今後もまた建築等の説明会を開催していく手順になっているということで確認をさせていただきました。

	た。その中で用排水路を含めてですね、当地区の土改及び全ての形のお話等もされていますので、大きな問題無いかと思いますので、ご承認の程よろしく願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	受付番号7番について、質問が無いようですので、受付番号8番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号8番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん外4名で賃借人が〇〇さんです。対象の農地は9筆で合計面積が14,515㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、23ページから28ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	はい、ご報告申し上げます。 譲渡人の方ですね、〇〇様含めて5名の方がお見えになるんですが、こちらの圃場については、全て同地区の担い手の〇〇さんの方でされている圃場でございます。秋の収穫等も終わり、この計画がたぶんお話が当初春からもあったのだらうと思うのですが、耕作の方が終わられるのを待っていたという状況です。 〇〇さんの方はですね、砂利採取の一時転用をしたいということで、〇〇さんにお邪魔しまして確認をさせていただきました。書面の通り間違いなく進めますということで、地元の方との打ち合わせも終わっている段階で、是非ご承認の程よろしく願いいたします。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	受付番号8番について、質問が無いようですので、受付番号9番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号9番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さんで賃借人が〇〇さんです。

	対象の農地は19筆で合計面積が12,976㎡となっており、〇〇のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、29ページから33ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それではこの件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号9番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	私はですね、この〇〇のこれを担当しておる責任者と、電話等でちょっと聞きまして、〇〇の方はまあ現地へ行って話を聞いたわけです。 ここも町内会長さんに説明してOKをされておるということで、やむを得ないんじゃないかなというふうな感じ、こういうのが私の意見です。
会長	よろしいですか。では、ただいまの件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第18号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第18号については「承認」といたします。 これで、付議案件はすべて終了いたしました。 今回は、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 5～8ページ 2) 業務報告・予定 9ページ 3) その他連絡事項
会長	ただいまの報告案件等について、ご質問等ございますでしょうか。
〇〇委員	農地パトロールの衣装はどうしたらいいんですか、作業服ですかね。
事務局	これから場所を決めるもので、その場所にもよると思うんですけども、とりあえず帽子と腕章は今回着用していただきたいと思います。あと作業服かどうかはちょっと場所にもよるんですが、状況に

	よってですが、ご案内するときにまたご案内したいと思います。
会長	他にございますでしょうか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 総会を閉じる前に、私の方から一点だけ皆さんにもう一度、確認と いうかお願いをしたいと思います。業務報告の中で8月21日に情報事 業普及推進会議が県民会館の方でございまして、県内の農業委員会、 今年改選を迎えたところの大きなところも改選がございましたが、小 矢部は昨年改選になっております。 そういった中で、農業委員会の一応機関誌と位置付けられておる全 国農業新聞について、委員の方々に推進をお願いして取っていただい ておるところでございますが、まあ小矢部については前回の委員さん は全員取っておられたんですが、今回改選になってからはまだ〇〇名 の方がお取りになっていないということが調査報告の中で出ておりま した。まあ機関誌扱いということで、色んな全国の情報、農業委員会 の情報等が出ておりますので、できれば取っていただきたいというこ とを私からお願いを申し上げたいというふうに思います。 それでは本日の閉会について、閉会の挨拶を吉江職務代理さん、お 願いいたします。
職務代理	皆様、本日の総会ご苦勞様でした。今からコシヒカリ等の稲刈り作 業の順番が始まると思いますが、けがの無いようにまた来月元気に参 加していただきたいと思います。これにて総会を終了いたします。
会長	本日はどうもありがとうございました。
	－ 9 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和6年9月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 12 番 渡 谷 達 也

13 番 西 村 一 成